

別紙1-4  
事業契約書(案) 質問記入欄  
契約書別紙

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	2	44	2	(2)				ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービスの対価の減額	「～、決定した改善完了予定日を経過したにもかかわらず改善されない場合には、維持管理及び運営業務のサービス対価の減額に至るものとする。」とありますが、ここで示している維持管理及び運営業務のサービス対価とは別紙4の(4)その他の費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3	46	表1					建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	「維持管理及び運営業務契約履行保証保険」の加入が義務付けられていますが、事業契約書第56条第2項で規定される契約保証金以上の金額を事業者(SPC)が預金として常時確保することで、当該履行保証保険へ加入免除を認めていただけないでしょうか。	別紙3の注釈に記載のとおり、維持管理及び運営業務契約履行保証保険については、第56条第1項第1号から第4号により対応した場合は不要としていますので、保険に加入しない場合は、これらのうちいずれかの対応としてください。
3	3	46	表1					建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	「維持管理及び運営業務契約履行保証保険」の加入について、維持管理業務の受託者、運営業務の受託者の其々が加入する当該履行保証保険金額の合算額が事業契約書第56条第2項で規定される契約保証金以上の金額を充足していれば問題ないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	47	1		①			基準金利	基準金利は、「6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。」とありますが、当該金利がマイナスになるケースも想定されるため、その後段に「ただし、当該金利がマイナスとなる場合の基準金利は0%とする。」を加筆していただけないでしょうか。	事業契約書に追記するように修正します。
5	4	47	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	割賦金利の基準金利にLIBORを参照いただいておりますが、2021年度にLIBORは廃止される理解です。代替指標についてご教示いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、施設引渡し時点においてLIBORが廃止されている場合は、その時点の情勢を踏まえ、本市が代替指標を決定します。
6	4	47	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	設計及び建設工事等業務のサービスの対価(割賦払い)において、端数が生じた場合に初回または最終回にて調整を行うことでよろしいでしょうか。	端数が生じた場合は初回に調整を行ってください。
7	4	47	1		①			設計及び建設工事等業務のサービスの対価	割賦金利の基準金利について、0%を下限とする旨を規定することをご検討願います。	No.4参照。
8	4	47	1		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価	開業準備業務相当分のサービス対価はサービス対価の構成の中に維持管理業務費及び運営業務費と別建てされておきませんが、開業準備業務相当分のサービス対価の支払いは開業準備業務が完了したタイミングで一括でお支払いいただくことは可能でしょうか。	開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価については、令和4年1月から3月分の維持管理及び運営業務のサービスの対価と合算して令和4年4月に支払うのではなく、事業期間にわたって令和4年4月以降から平準化(運営業務の対価としては固定費)して支払うように事業契約書を修正します。なお、開業準備費については、その額が分かるように様式J-2に記載してください。
9	4	47	1		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価	維持管理及び運営業務のサービスの対価の中で、運営業務における開業準備業務費(開業前1ヶ月相当)は、どのような取扱いになるのでしょうか。	No.8参照。
10	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価	②維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について、維持管理費の開業準備費は第1回(令和4年1月～3月分)に含まれているとなっておりますが、運営業務の開業準備費も維持管理と同様の取扱いと理解して宜しいでしょうか。	No.8参照。
11	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	令和3年12月の維持管理費は第1回に含まれているものとするとの記載がありますが、引渡日を令和3年10月末とする場合、令和3年10月末から令和4年3月末まで(5か月分)の金額を算出して宜しいでしょうか。	No.8参照。それに伴い、「なお、令和3年12月の維持管理費は第1回に含まれているものとする。」については削除するように事業契約書を修正します。
12	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	維持管理費は各支払い回(初回及び最終回除く)及び各年度(初年度及び最終年度除く)同額でなくても宜しいでしょうか。	初年度及び最終年度を除く事業年度のサービスの対価は同額としてください。
13	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	維持管理費、運営費、光熱水費、その他費用について、消費税及び地方消費税は各支払ごとに切捨てて宜しいでしょうか。もしくは年度単位で最終回に調整した方が宜しいでしょうか。	各支払いごとに切り捨てたのち、初回の支払い額に合算してください。
14	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	運営費を算出するにあたり、①1～3月分②4～6月分③7～9月分④10～12月分⑤最終回(令和18年10月分)の日数をお示し下さい。また、変動費は1食単価に4半期単位での提供食数を乗じ、小数点以下は切捨てという理解で宜しいでしょうか。	前段:現時点では未定のため、要求水準書P9に示す学校給食の状況等をもとに事業者において設定してください。 なお、参考に平成30年度及び平成31年度(令和元年度)の給食実施可能日数は次のとおりです。 平成30年度:小学校 192日、中学校 189日 平成31年度(令和元年度):小学校 189日、中学校 186日 後段:お見込みのとおりです。

別紙1-4  
事業契約書(案) 質問記入欄  
契約書別紙

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
15	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	「令和3年12月の維持管理費は第1回に含まれている」とありますが、第1回のサービスの対価の金額は、第2回以降と同額にならない(第1回は、令和4年1月～3月分の維持管理費だけでなく、令和3年12月の維持管理費を加算できる)と理解してよろしいでしょうか。(その場合、第1回のサービスの対価の金額は、第2回以降と同額にならないと理解してよろしいでしょうか。)	No.11参照。
16	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	「令和3年12月の維持管理費は第1回に含まれている」とありますが、第1回には「維持管理業務費」だけでなく、「その他の費用」についても加算を認めていただけないでしょうか。(その場合、第1回のサービスの対価の金額は、第2回以降と同額にならないと理解してよろしいでしょうか。)	No.11参照。
17	4	48	3		②			維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	「様式J-2 維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)」の「②運営費(年次計画表)」に「開業準備業務」欄が記載されていますが、開業準備業務に係る費用は令和3年度分のみで計上し、第1回のサービスの対価に加算して支払われるものと理解してよろしいでしょうか。(その場合、第1回のサービスの対価の金額は、第2回以降と同額にならないと理解してよろしいでしょうか。)	No.11参照。
18	4	49	表3					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	表3の「消費税及び地方消費税相当額」の支払時期は、令和4年1月から令和18年10月までになっていますが、平成30年度の税制改正に伴い、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたため、事業者(SPC)は「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」が支払われる年度毎に割賦元本に係る消費税及び地方消費税を納付する税務処理が不可になっています。(割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡年度に全額納付することが必須となっています。)このため、割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額については、「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」が支払われる都度ではなく、「一時支払金」の支払時期に一括して(全額)支払う方法に修正していただけないでしょうか。(この場合、貴市が令和4年1月から令和18年10月まで割賦方式で支払う「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」には、消費税及び地方消費税相当額の加算が不要となります。)※他の地方公共団体が実施している学校給食センターPFI事業においても、上記と同様に、割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額については、一時支払金の支払時期と同時期に全額、事業者を支払う方法を採用している事例があります。	原案のとおりとします。
19	5	57	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	割賦手数料にかかる基準金利について将来の改定を前提としてTSR10年を採用いただいておりますが、支払期間は約15年となりますため、効率的な資金調達を行うために、TSR15年を基準金利として採用いただけないでしょうか。	基準金利の改定は行わないように、事業契約書を修正します。
20	5	57	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	10年後の基準金利について「6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートによるものとする。」とありますが、当該金利がマイナスになるケースも想定されるため、その後段に「ただし、当該金利がマイナスとなる場合の基準金利は0%とする。」を加筆していただけないでしょうか。	No.19参照。
21	5	57	2					食数変動による運営費の改定に関する基本的考え方	要求水準書11項6-(3)には「事業期間中は提供対象施設を調整する等により8,000食を維持する。」とありますが、本質問当該箇所には「食数は四半期毎の実績値を事業者へ通知するものとし、事業者は、この食数の実績値に基づいて、運営費を算出し、事業契約書等に則って請求すること。」とあります。サービスの対価の支払い額について改めてご教示ください。	提供する食数については、事業期間中は配送校の調整等により8,000食を維持できるようにしますが、市が事業者へ支払う運営業務のサービスの対価は、固定費と変動費で構成され、変動費については実際に提供した食数をもとに単価を乗じて算定します。実際に提供する食数は、学校行事等による学級閉鎖等により日々変動するため、別紙4の表5では各支払いは8,000食/日で算定しますが、実際に支払うサービスの対価の額は提供した食数の実績値に基づき算定します。